

5. 車いす用可搬形スロープ

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 裏表や上端下端の理解のしやすさ、折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、そのしやすさまで確認する。 また、組み立てるタイプについては、組み立て、解体のしやすさも確認する。 ※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。	A：作業が簡単にできる。 B：作業できるが、簡単ではない。 C：作業できない。	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。 ※但し、取説に利用者が持ち運ぶことを禁止しているものは対象外とする。	A：簡単にできる。 B：持ち運べるが、簡単ではない。 C：持ち運べない。	簡単とは、「把手等があり持ち運びが容易にできること」を示す。		
(2) 使用時の設置状況					
1 使用時の設置状況(気になるほどのカタはないか)	歩行と車いす介助による昇降の両方で確認することとし、スロープを設置した状態で、実際に操作を行って確認する。 使用時のカタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※使用する車いすは、標準的な自操用車いすとし、利用者が搭乗した介助による昇降とする。 但し、取説に適合する車いすが限定されている場合には、それに従うこととする。(以下同様)	A：設置が十分に保たれている。 B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：設置が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいカタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	車いす介助による昇降を数回程度行い、スロープに大きなズレが生じないか、実際に操作を行って確認する。	A：全くズレない。 B：多少ズレるが、落ちることはない C：大きくズレて落下する危険性がある。			
(3) 側壁					
1 車いすのキャスタが側壁にあたり、操作しづらくなることはないか	車いす介助を想定し、昇降途中にキャスタの向きを反転させることを数回行い、キャスタが側壁にあたり操作しづらくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。 ※スロープの設置幅については、取説に記述される範囲とする。但し、取説に記述がない場合には、評価時に使用している車いすにおいて、最も適切な位置を評価チームにより判断する。 ※レール形のみ評価対象とする。	A：側壁にあたらない。 B：側壁にあたるが車いすの操作には影響ない。 C：側壁にあたり車いすの操作が不能となる。			
2 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作しづらくなることはないか	大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作がしにくくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。	A：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入ることはない。 B：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入ることはあるが、車いすの操作には影響ない。 C：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、車いすの操作が不能となる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 設置及び撤去時に身体を傷つけるデザインとなっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、その操作を実際に行い危険性がないか確認する。 また、組み立てるタイプについては、組み立てや解体時に危険性がないかも確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、手指や足の挟み込みなどがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性について確認する 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 車いすのキャストが側壁を乗り上げ、落下する危険性はないか	車いす介助を想定し、昇降途中にキャストの向きを反転させることを数回行い、キャストが側壁を乗り上げ落下する危険性がないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A：落下する危険性はない。 B：落下する危険性は低い。 C：落下する危険性が高い。			
3 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、落下する危険性はないか	車いす介助を想定し、車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作不能となったり、車いすやスロープがズレて落下するなどの危険性はないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A：落下する危険性はない。 B：落下する危険性は低い。 C：落下する危険性が高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			